

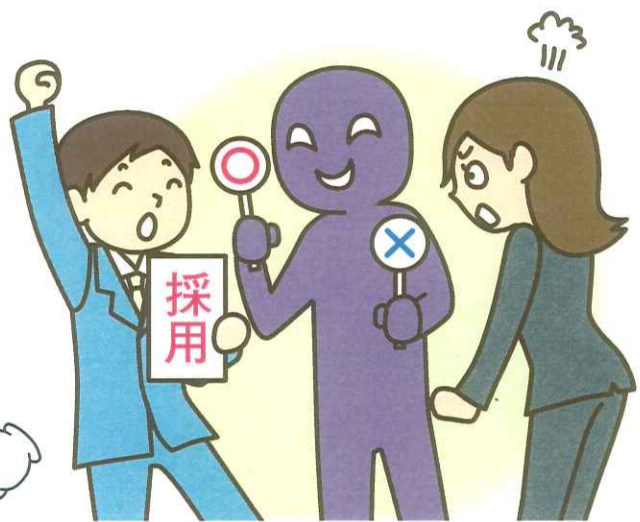
一人で悩まず 茨城労働局雇用均等室に ご相談ください!!

—こんな時、雇用均等室はあなたの力強い味方です—



職場で
セクハラ!?

男女雇用機会
均等法



男女差別!?



育児休業は
できないの!?

育児・介護
休業法



パート・
アルバイトも
労働者!

パートタイム
労働法



都道府県労働局雇用均等室は、厚生労働省の出先機関です。
法律に関する情報提供のほか、
相談内容に応じて解決策のアドバイスを行います。
ご相談は電話・来室・手紙、いずれもOK!

相談無料

 **厚生労働省 茨城労働局雇用均等室**

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31
茨城労働総合庁舎6階

TEL 029-224-6288

8時30分～17時15分(土・日・祝・年末年始除く)
<http://ibaraki-roudoukyoku.jst.go.jp/>